

## 税務グループ第1回考査

### 試 験 問 題

#### 注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答えは配付した解答用紙で作成してください。答案作成には、万年筆又はボールペン（インクはいずれも黒に限る。）のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。なお、黒インク以外、又は鉛筆書きの場合は、その解答用紙を採点しません。
- 5 所属、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実にすべて記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 6 解答用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 7 解答用紙はA3用紙です。切り離さずに提出してください。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は2時間です。
- 10 試験開始60分後から試験終了10分前までの間は、途中退室を認めます。途中退室する場合は、必ず解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 試験場で使用が認められるものは、次のとおりです。  
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計（通信機能を有するものや置時計などを除く）。  
使用が認められるもの以外はカバン等にしまい、荷物はすべて足元に置いてください。
- 12 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 13 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル500ml程度のもの1本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その日の考査は無効とします。

問題1 消費税法概論

問 次のような前提条件で、平成30年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を(1)一般用(2)簡易課税用に分けて作成しなさい。

[前提条件]

1. 業種は小売業である。
2. 会計処理は税込経理方式を採用している。
3. 損益の内容は次のとおりである。
  - ・ 接待交際費の中に慶弔費が10万円含まれているが、それ以外は課税取引である。
  - ・ 地代家賃は店舗の家賃である。

税込経理 (単位:円)

科 目		金 額	課税対象	課否の判定※
売上 (収入金額) (雑収入を含む)		21,000,000		○
売上原価	期首商品 (製品) 棚卸高	400,000		
	仕入金額 (製品製造原価)	12,600,000		○
	小 計	13,000,000		
	期末商品 (製品) 棚卸高	1,000,000		
	差引原価	12,000,000		
差引金額	9,000,000			
経費	租税公課	100,000		×
	荷造運賃			
	水道光熱費	400,000		○
	旅費交通費			
	通信費	150,000		○
	広告宣伝費			
	接待交際費	200,000		自分で判断
	損害保険料	40,000		×
	修繕費			
	消耗品費	100,000		○
	減価償却費	100,000		×
	福利厚生費			
	給料賃金	3,600,000		×
	外注工賃			
	利子割引料			
	地代家賃	1,200,000		自分で判断
	貸倒金			
	雑費	110,000		○
計	6,000,000			
差引金額	3,000,000			
貸倒引当金繰戻額				
専従者給与	1,200,000		×	
貸倒引当金繰入額				
青色申告特別控除前の所得金額	1,800,000			
青色申告特別控除額	650,000			
所得金額	1,150,000			

※課否の判定：○は消費税がかかるもの、×はかからないもの

## 問題2 地方税法概論

問1 地方税には多くの税目がある。それぞれの税目に関する以下の問に答えなさい。

- (1) 法人住民税に関する以下説明文の空欄①～④に当てはまる語句を答えなさい。
- ・ 法人住民税は、法人税割及び( ① )で構成される。
  - ・ 法人住民税の( ① )の税率は、事業年度末日現在の資本金等の額と貸借対照表の資本金及び( ② )の合計額を比較して大きい金額、及び( ③ )の数で決定される。
  - ・ 2以上の道府県、市町村に事務所または事業所を有する法人の法人住民税に関する申告納付は、課税標準である法人税額を課税標準の算定期間(事業年度)の末日現在における関係道府県、市町村ごとの事務所または事業所の( ③ )の数に按分して分割した額を課税標準として関係道府県、市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加えて申告納付する。
  - ・ 法人住民税は、損益計算書に( ④ )として表示する。
- (2) 法人事業税及び固定資産税に関する以下の説明文の空欄⑤～⑧に当てはまる語句を答えなさい。
- ・ 法人事業税の課税標準は、貸借対照表の資本金が( ⑤ )円を超える会社については付加価値割、資本割及び( ⑥ )の3種類である。
  - ・ 法人事業税の資本割の課税標準は、資本金等の額と、貸借対照表の資本金及び( ② )の合計額を比較して、どちらか大きい方となる。
  - ・ 固定資産税の課税客体は固定資産であり、固定資産とは、土地、( ⑦ )及び償却資産を総称する。また、固定資産税の賦課期日は( ⑧ )である。

問2 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、A 収益配分額、B 雇用安定控除額及びC 課税標準となる付加価値額はいくらになるか答えなさい(下記条件以外を考慮する必要はない)。

(条件)

報酬給与額	2,000	百万円
支払利子	500	百万円
受取利子	100	百万円
支払貸借料	100	百万円
受取貸貸料	500	百万円
単年度損益	△580	百万円

### 問題3 所得税法概論

次の資料から、居住者甲（42歳）の本年分（令和元年分）の課税所得金額の計算に関する以下の問に答えなさい。

<資料>

(1) 甲が本年中に勤務先のA株式会社から支給を受けた金額は以下の通りである。

- ・本給 3,600,000円
- ・残業手当 230,000円
- ・役付手当 180,000円
- ・勤続手当 120,000円
- ・住宅手当 96,000円
- ・出張旅費 125,000円（旅費規程に基づき支給。実際に使用したのは98,300円）
- ・通勤手当 456,000円（1月あたり38,000円で12ヶ月分）

(2) 甲は前年以前より不動産の貸付けを行っている。これに関する本年分の資料は次の通り

- ・家賃収入 3,360,000円  
ただし、次の敷金に関しては未処理である。  
なお、敷金は明渡時に30%を償却し、残額については修繕費と相殺の上返還することとなっている。
  - ① 本年入居した借借人Xに係る預り敷金 400,000円
  - ② 本年退去した借借人Yに係る預り敷金 160,000円Yは数年前に入居し、本年7月に退去した。Yの退去に際し、修繕費75,000円を要したため、Yには85,000円を返還している。
- ・本年分の不動産の貸付けに係る必要経費は2,305,000円であるが、この金額には、Yの退去に係る修繕費は含まれていない。

(3) 甲は本年中に死亡保険金5,000,000円を受け取った。

この保険契約の被保険者は甲の父、保険契約者は当初甲の母であったが、母が5年前に死亡したため、相続人である甲がこの契約を引き継いだものであり、母の死亡後は甲が保険料を負担している。

この保険契約に係る支払保険料の総額は3,600,000円（うち母の支払額2,000,000円）である。

(4) 本年末現在、甲と生計を一にし、かつ、同居している親族の状況は次のとおりである。

- |     |     |                            |
|-----|-----|----------------------------|
| 配偶者 | 44歳 | 配当所得380,000円がある。           |
| 長男  | 19歳 | 無収入。                       |
| 長女  | 19歳 | 大学生。本年中にバイト代が1,100,000円ある。 |
| 甲の弟 | 30歳 | 無収入。障害者手帳（身体2級）を持っている。     |

(5) 甲はα証券会社に源泉徴収ありの特定口座を有しており、本年中の特定口座年間取引報告書には以下の記載があった。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ・譲渡対価の額          | 5,897,000円 |
| ・取得費及び譲渡に要した費用の額 | 5,238,500円 |
| ・差引金額            | 658,500円   |
| ・源泉徴収税額          | 100,850円   |

問1 解答用紙に従い、本年中に発生した所得の種類および所得金額を答えなさい。

問2 本年分の確定申告において、甲が適用できる所得控除額について、解答用紙に従って答えなさい。

問3 (5)の所得の扱いについて、下記の空欄①～③にあてはまる適切な語句を入れ、文章を完成させなさい。

特定口座「源泉徴収あり」で取引した場合、所得税および住民税の源泉徴収を証券会社が行って納税するため、原則として確定申告は不要ですが、取引状況によっては確定申告をした方が税制上有利となる場合があります。

具体的には次のような場合です。

- ・一般口座や他の証券会社での取引と、 する場合
- ・譲渡損失を 場合。
- ・譲渡損失と とを損益通算する場合

<参考資料>

【給与所得控除額】

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (最低 65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	220万円 (上限)

【所得控除】

種類	控除額		
障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	
扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般扶養親族 → 380,000</li> <li>・特定扶養親族 → 630,000</li> <li>・老人扶養親族 → 480,000 (同居老親等の場合 580,000円)</li> </ul>		
配偶者控除	居住者の合計所得金額	控除額	
		控除対象配偶者 (70歳未満)	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
	900万円以下	380,000円	480,000円
	900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円
950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円	

#### 問題4 資産税概論（譲渡所得及び財産評価）

問1 会社員の高橋さんが平成30年度中に自宅（土地及び建物）を売却しました。下記の資料を基に、以下(1)～(4)の間に答えなさい。

なお、租税特別措置法第35条（3,000万円控除）及び租税特別措置法第31条の3（軽減税率）の特例の適用については、以下「譲渡資産に関する資料」に記載の事項以外の要件は満たしているものとし、復興所得税については考慮しないものとします。

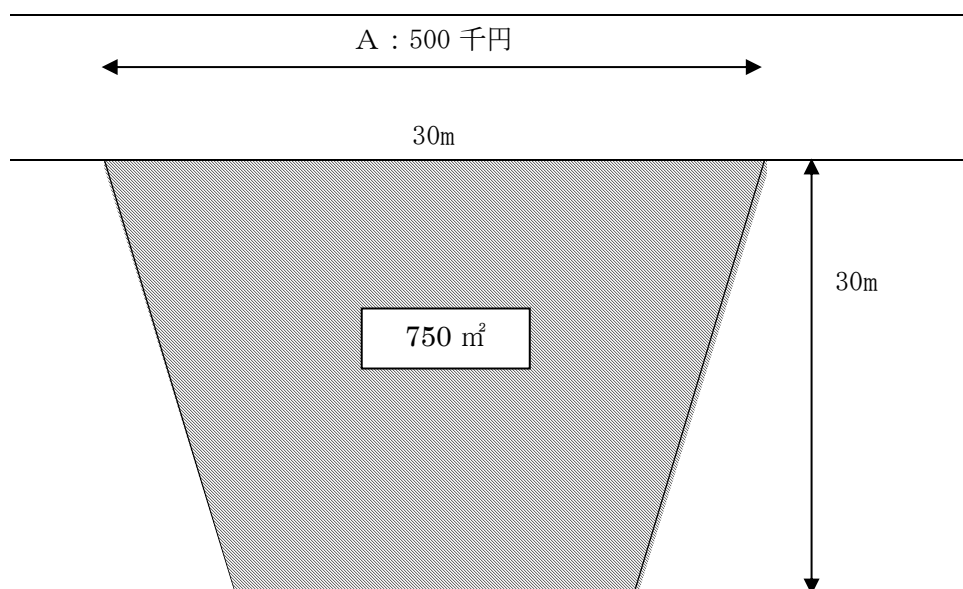
- (1) 取得費及び譲渡費用の合計額を答えなさい。
- (2) 譲渡所得金額を答えなさい。
- (3) 高橋さんの譲渡所得に係る所得税額の計算に当たって適用される税率を答えなさい。
- (4) 譲渡所得に係る所得税額を答えなさい。

##### <譲渡資産に関する資料>

- ・ 売却に関する契約関係  
引渡日：平成30年10月12日  
譲渡価額：土地 150,000,000円、建物 40,000,000円  
仲介手数料・収入印紙代：合計で3,500,000円
- ・ 対象資産に関する情報  
利用状況：自己の居住用  
土地：平成17年4月21日に85,000,000円で取得  
建物：平成17年9月8日に55,000,000円で取得  
(建物の譲渡時の償却費相当額20,000,000円)

問2 下記自用地（不整形地）について、路線価方式による評価額を算定するに当たって、以下(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) 不整形地補正率を算定する際の地積区分を答えなさい。
- (2) かげ地割合を答えなさい（四捨五入して小数点第1位までを解答用紙に記入すること）。
- (3) 路線価方式による評価額を答えなさい。



Aの地区区分：普通商業・併用住宅（路線価：500千円）

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成30年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94				1.00	1.00	
24 " 28 "	0.95				0.97		
28 " 32 "	0.96		0.98		0.95		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.97	0.93		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.95	0.92		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.93	0.91		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.91	0.90		
48 " 52 "		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地区区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積 割合	高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
	10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99
15% "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97					1.00	0.97
16 " 22 "	0.98						0.98
22 " 28 "	0.99						0.99
28 "	1.00						1.00

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "			0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "			0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "			0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "			0.92			0.92	
8 "			0.90			0.90	

⑧ がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	がけ地の方位			
	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

⑨ 規模格差補正率を算定する際の表

イ 三大都市圏に所在する宅地				ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地			
地積㎡	地区区分 記号	普通商業・併用住宅 普通住宅		地積㎡	地区区分 記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	
		㊸	㊹			㊸	㊹
500以上1,000未満		0.95	25	1,000以上3,000未満		0.90	100
1,000 " 3,000 "		0.90	75	3,000 " 5,000 "		0.85	250
3,000 " 5,000 "		0.85	225	5,000 "		0.80	500
5,000 "		0.80	475				

問3 次の設例において、以下の<概要>及び<参考資料>を基に以下(1)及び(2)の間に答えなさい。

(1) 以下の文章について、空欄①～⑦に当てはまる語句又は数値を答えなさい。

「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその(①)の有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の(②)% (株主の1人及びその(①)の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が(③)%超である場合には、(③)%超)以上である場合におけるその株主及びその(①)をいう。

類似業種比準方式とは、その会社の事業内容と類似する上場会社株価から、特定の「物差し」＝「比準要素」を使って株価を評価しようとする方法である。その比準要素は、1株当たりの(④)金額、1株当たりの年(⑤)金額及び1株当たりの(⑥)価額の3要素である。

純資産価額方式は、(⑦)に会社を清算したと仮定した場合において、株主に帰属する価値がいくらになるかという観点から計算するものである。(⑦)において、評価会社が所有する資産を相続税評価額で処分し、負債を清算し、清算法人税等を支払ったと仮定した場合の残額を求め、これを発行済株式数で割って1株当たりの純資産価額を算出する。

(2) 当該事例において、会計直彦が当該株式を取得する場合の株式の評価額を答えなさい。

なお、解答にあたっては、解答用紙の指示に従い、計算過程も記載しなさい。

<概要>

・相続の状況

甲会社の代表取締役会計浩一は、平成30年8月10日に死亡し、同人の持株は、すべて同人の長男である会計直彦が相続した。

<参考資料>

甲会社の状況

● 法人の概要

- ① 事業内容：製造業(100%)
- ② 直近事業年度：平成30年3月31日
- ③ 資本金：50,000千円(近年増資は行っていない。)
- ④ 発行済株式総数：100,000株(すべて普通株式)
- ⑤ 当該会社は、特定の評価会社には該当しない。

● 株主の状況

課税時期直前の株主の状況は以下のとおりである。

氏名	続柄等	役職	株式数	備考
会計 浩一	—	代表取締役	40,000	
会計 雅子	会計浩一の妻	—	5,000	
会計 直彦	会計浩一の長男	専務取締役	15,000	
会計 和人	会計浩一の弟	取締役	10,000	
市谷 健	会計浩一の友人	取締役	8,000	
協会 高志	—	取締役	8,000	
補習 良夫	—	元取締役	10,000	H30.5 退任
公認 明美	—	監査役	4,000	
計			100,000	



● 甲会社の平成30年3月期の決算等の概要

- ① 貸借対照表資産の部合計：1,805,626千円、純資産の部合計：720,100千円
- ② 平成30年3月期1年間の取引金額は、945,120千円であった。
- ③ 平成30年3月期の当期純利益（税引後）は、82,500千円であった。
- ④ 平成30年3月期の課税所得金額は、103,450千円であった。
- ⑤ 平成30年3月末現在の従業員数は、21名（役員、パートタイマー除く）であった。

● 当該会社の相続税評価額

相続税財産評価基本通達に従って、当該評価会社の株式の評価額を算出したところ、次のとおりとなった。

類似業種比準価額方式による株価	4,300円/株
純資産価額方式による株価	7,800円/株
配当還元方式による株価	250円/株

● 会社規模の判定表

① 取引金額基準

取 引 金 額			会 社 区 分
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	
30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
30億円未満 ～7億円以上	20億円未満 ～5億円以上	15億円未満 ～4億円以上	中会社の(大)
7億円未満 ～3億円5,000万円以上	5億円未満 ～2億5,000万円以上	4億円未満 ～2億円以上	中会社の(中)
3億5,000万円未満 ～2億円以上	2億5,000万円未満 ～6,000万円以上	2億円未満 ～8,000万円以上	中会社の(小)
2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

② 従業員数を加味した総資産基準

総資産価額			従業員数			
			69人以下 35人超	35人以下 20人超	20人以下 5人超	5人以下
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社				
20億円以上	15億円以上	15億円以上	大会社			
20億円未満 4億円以上	15億円未満 5億円以上	15億円未満 5億円以上	中会社の(大)			
4億円未満 2億円以上	5億円未満 2億5,000万円以上	5億円未満 2億5,000万円以上		中会社の(中)		
2億円未満 7,000万円以上	2億5,000万円未満 4,000万円以上	2億5,000万円未満 5,000万円以上			中会社の(小)	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満				小会社

③ Lの割合

中会社			小会社
大	中	小	
0.9	0.75	0.6	0.5

## 問題5 相続税法概論

問1 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句または数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、( ① ) であり、第二順位は ( ② )、第三順位は兄弟姉妹である。なお、被相続人の配偶者は、各血族相続人と並んで常に相続人となる (民法第 887 条、第 889 条、第 890 条)。
- (2) 法定相続人が配偶者と子の場合の配偶者の法定相続割合は (2 分の 1)、法定相続人が配偶者と直系尊属のみの場合の配偶者の法定相続割合は ( ③ )、法定相続人が配偶者と兄弟姉妹のみの場合の配偶者の法定相続割合は (4 分の 3) となっている。なお、内縁の妻及び夫 (事実上は婚姻関係にあると認められるが、婚姻届が出されていない場合) には相続権は ( ④ )。
- (3) 養子の種類には普通養子と特別養子があり、普通養子は、養親の相続の場合も、実親の相続の場合も相続人となる。但し、相続税の計算において、法定相続人の数に算入できる養子の数は次の通り制限されている。  
被相続人に実子がある場合・・・( ⑤ ) 人  
被相続人に実子がない場合・・・( ⑥ ) 人
- (4) 遺産の分割方法には、現物分割、( ⑦ )、換価分割、共有とする分割の 4 種類がある。
- (5) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から ( ⑧ ) ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (6) 遺留分権利者は、配偶者及び被相続人の子、直系尊属であり、( ⑨ ) は遺留分権利者に該当しない。また、各遺留分権利者には、法定相続割合に応じて原則としてその ( ⑩ )、ただし、直系尊属のみが相続人の場合には 3 分の 1 の遺留分が配分される。

問2 甲（70歳）には、長男の乙（40歳）、次男の丙（38歳）、長女の丁（35歳）がおり、配偶者はすでに死亡している。公認会計士・税理士であるあなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から以下（1）～（4）の相談を受けた。それぞれ、どのように答えるか、答えなさい。

<現在（2019年3月31日）の甲の財産及び債務>

1. 甲の財産

・預金	2億円
・非上場株式	1億5,000万円
・自宅土地	1億円
・自宅建物	5,000万円
・墓地	500万円

2. 甲の債務

・借入金	1億円
・未払金	400万円

- (1) 「仮に私（甲）が現時点で死亡した場合の相続税額の総額はいくらになるのでしょうか？」  
（なお、小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。）
- (2) 「贈与税の制度は二つあるように聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか？」
- (3) 「相続税が高額になりそうなので、今年（2019年）中に預金のうち3000万円を贈与したい（内訳：長男乙に1000万円、次男丙に1,000万円、長女丁に1,000万円）と考えているのですが、上記の(2)のそれぞれの制度に基づいて計算した場合に贈与税総額はいくらになるのでしょうか？ なお、これまでに甲は子供（乙、丙、丁）に贈与をしたことはありません。」
- (4) (3)とは別の下記考えに基づいた場合には、税金を低い額にするためにはどちらの贈与制度を利用すべきでしょうか。「私の場合には、まだ10年は生きると思うので、10年かけて現金3,000万円を子供たちに贈与をしていきたいと考えています。」

① 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
千円以下		千円
10,000	10%	—
30,000	15%	500
50,000	20%	2,000
100,000	30%	7,000
200,000	40%	17,000
300,000	45%	27,000
600,000	50%	42,000
千円超		
600,000	55%	72,000

② 贈与税の速算表

ア. 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
4,000	15%	100
6,000	20%	300
10,000	30%	900
15,000	40%	1,900
30,000	45%	2,650
45,000	50%	4,150
千円超		
45,000	55%	6,400

イ. ア以外の場合

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
3,000	15%	100
4,000	20%	250
6,000	30%	650
10,000	40%	1,250
15,000	45%	1,750
30,000	50%	2,500
千円超		
30,000	55%	4,000

以 上